



いのちとくらしをまもる
防災減災

令和3年5月27日
福島地方気象台

福島県一部地域の高潮警報・注意報の発表基準の変更について

新地町、相馬市、檜葉町、広野町、いわき市の高潮警報・注意報について、暫定基準を廃止するとともに、新たな基準を設定し、令和3年6月3日（木）から適用します。

新地町、相馬市、檜葉町、広野町、いわき市では平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震と津波による防潮堤施設の損壊や地盤沈下により、高潮に対して脆弱な状態となったため、高潮警報・注意報の発表基準を暫定的に引き下げて運用してきましたが、今般復旧工事が完了したことから暫定基準を廃止し通常基準に戻して運用することとしました。なお、通常基準については、復旧工事の規模が大きかったことから、復旧工事完了後の防潮施設の整備状況に基づいた新たな基準を設定しました。

1 基準変更日時

令和3年6月3日13時

2 暫定基準を廃止し、新たな通常基準を設定する市町

新地町、相馬市（変更あり）、檜葉町、広野町、いわき市

※結果的に、相馬市以外では、新たな基準と従来の基準が同値となりました。

3 変更後の福島県の高潮警報・注意報の発表基準

令和3年6月3日13時以降、気象庁ホームページで確認できます。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/fukushima.html>

ホーム > 知識・解説 > 気象警報・注意報 > 気象警報・注意報発表基準一覧表



（今回の高潮警報・注意報の発表基準の変更箇所、変更後の福島県の高潮警報・注意報の発表基準一覧は別紙参照）

問合せ先：福島地方気象台 担当 地域防災官 高橋
電話 024-534-0321 FAX 024-534-0383

＜今回の高潮警報・注意報の発表基準の変更箇所＞

市町	警報（潮位:m）			注意報（潮位:m）		
	新たに設定した通常基準	現行の通常基準	廃止する暫定基準	新たに設定した通常基準	現行の通常基準	廃止する暫定基準
新地町	1.4	1.4	1.2	0.9	0.9	0.7
相馬市	1.4	1.3	1.1	0.9	0.9	0.7
檜葉町	1.4	1.4	1.1	0.9	0.9	0.7
広野町	1.4	1.4	1.1	0.9	0.9	0.7
いわき市	1.4	1.4	1.1	0.9	0.9	0.7

 変更箇所

＜変更後の福島県の高潮警報・注意報の発表基準一覧＞

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域	警報（潮位:m）		注意報（潮位:m）	
			通常基準	暫定基準	通常基準	暫定基準
浜通り	浜通り北部	新地町	1.4	—	0.9	—
		相馬市	1.4	—	0.9	—
		南相馬市	1.4	1.2	0.9	0.7
	浜通り中部	浪江町	1.4	1.1	0.9	0.7
		双葉町	1.4	1.1	0.9	0.7
		大熊町	1.4	1.1	0.9	0.7
		富岡町	1.4	1.1	0.9	0.7
		檜葉町	1.4	—	0.9	—
	広野町	1.4	—	0.9	—	
	浜通り南部	いわき市	1.4	—	0.9	—